

令和2年7月20日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について（令和2年8月）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。また、施設の保育中における新型コロナウイルス感染拡大防止のための「3密」回避の取り組み等にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

8月1日以降の区内保育所等の運営について以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 保育所等への登園について

8月以降については、区内小中学校を含め各施設の運営が、ほぼ通常通りに戻ることから、**区から家庭での保育の協力依頼は行いません。**

ただし、以下の場合、登園自粛の依頼や臨時休園を実施することがあります。

(1) **園児や保育従事者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、臨時休園とさせていただきます。**

※ 臨時休園の有無や期間は感染状況等をみて個別に決定いたします。

(2) 国や都の方針または区の判断で、全区的に臨時休園や登園自粛の依頼を行うことがございます。その場合、改めて、区から通知を発出いたします。

2 保育料の扱いについて

8月以降の保育料については、**原則、日割り計算は行わず、登園日数にかかわらず所定の保育料とさせていただきます。**

ただし、以下の場合、保育料の日割り計算による減額または全額免除いたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症発生に伴い臨時休園となった場合、当該園に通う園児の保育料について、臨時休園期間の日数分を減額いたします。

(2) 申請に基づき、月間の登園実績が「0日」の場合、全額免除いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に8月中の登園休止を希望される場合は、育児休業中の方も含め、別紙「保育実施停止申請書」を7月31日（金）までにお通りの園にご提出ください。

(3) 国や都の方針または区の判断で、登園自粛の依頼や臨時休園を行った場合、登園した日数に応じて日割り計算を行います。

(裏面あり)

3 令和2年4月1日以降の新規入園者について

(1) 育児休業中の保護者

入所要件である育児休業からの復職日を10月1日まで延長しております。

ただし、これは家庭での保育が前提であり、育児休業の対象となっているお子様について、慣らし保育の期間を除き、育児休業を取得したまま、保育所での保育を行うことはできません。

保育所での保育を希望される場合は、必ず慣らし保育期間が終了するまでに復職してください（慣らし保育の期間は保育園とご相談ください。）。

※ 慣らし保育期間中は保育料が発生します。

※ 復職した場合、復職後、速やかに復職日の記載のある勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

(2) 求職中の保護者

令和2年4月1日から入所した児童の保護者が求職中の場合、7月1日までに就職する必要がありますが、これを令和2年度に限り10月1日まで延長しております。

※ 5月及び6月入所の保護者についても10月1日まで延長いたします。

※ 登園は通常通り行えます。

※ 就職した場合、就職後、速やかに勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について : 子ども施設整備課私立保育園係
電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料・入所要件について : 子ども施設入園課入園第一～第三係
電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3

保育実施停止申請書

_____年__月__日

住 所 足立区_____丁目_____番_____号

氏 名 _____

下記のとおり保育実施の停止を申請します。

記

児童氏名		年 月 日生
		年 月 日生
		年 月 日生
保育施設名	停止期間	令和2年 8月 1日から
		令和2年 8月 31日まで
停止する理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園を自粛する。	
保育施設長確認欄	保育施設長 印	

- ※ 上記の「停止する理由」に該当しない場合は使用しないでください。
- ※ 実施停止期間中、保育料はかかりませんが、通所することもできません。
- ※ 停止を解除し通所を希望する場合は、「支給認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼保育施設利用申込書」の表面を記入しご提出ください。停止を解除し、通所を再開した場合の保育料は、日割り計算されません。